

宇治田原町中間前金払制度の導入について

平成 26 年 4 月

宇治田原町企画・財政課

平成 26 年度以降に入札公告、指名通知等を行う土木建築工事について、中間前金払制度を導入します。

1 中間前金払制度とは

宇治田原町が発注する土木建築工事について、当初の前金払（請負金額の 4 割以内）に加え、さらに 2 割以内の前金払を追加で受けられる制度

2 対象工事

請負金額 300 万円以上で、既に前金払の支払いを受けている工事

3 中間前金払の認定要件

下記の①～③をすべて満たしていることが必要

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること
- ② 工程表によって工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

4 中間前金払の請求手続き

